

浜松市リフトバス「友愛号」運行事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、歩行が困難な下肢障害者の社会参加活動を促進するため運行するリフトバス友愛号(以下「友愛号」という。)の利用について必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 この事業を利用できる者(以下「利用者」という。)は、浜松市内に住所を有し、車いすを使用しなければ外出が困難な者を含む障害者団体とする。ただし、浜松市以外に住所を有している者であっても、市長が特に利用する必要があると認めるときは、利用させることができる。

2 利用者が友愛号を利用する場合には、付添人をつけなければならない。ただし、付添人がいなくても行動の可能な者は、この限りでない。

(定員)

第3条 友愛号の乗車定員は、18名とする。

(運転者)

第4条 友愛号を運転することができる者は、リフトバス運行ボランティア連絡協議会の会員で、中型免許以上を取得している者とする。ただし、社会福祉法人全国社会福祉協議会で行っているボランティア保険の加入者とする。

(安全運転管理者)

第5条 市長は、道路交通法第74条の3に規定に基づき、運転者の中から安全運転管理者を選任するものとする。

(利用時間等)

第6条 友愛号の出車及び返車時間は、原則として午前6時30分から午後9時までとする。

2 鍵、運転日報、運行前点検票等の受渡しは、必要の都度行うものとする。

3 友愛号は、市長の指定する場所で貸出しを行う。

4 運転者は、友愛号を初めて運転する場合には、指定された場所において事前にその操作の指導を受けること。

(利用の申請)

第7条 貸出しの予約申込み受付は、3ヶ月前からとし友愛号利用申請書(第1号様式、以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第8条 市長は、申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、友愛号利用決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(利用の取消し)

第9条 利用者が利用の取消しを行うときは、利用予定日の一週間前までに行わ

なければならない。

2 市長は、次のいずれかに該当するときは、決定を取り消すことができる。

ア 車輛の故障等運行に支障があるとき

イ 災害により運行が不可能となったとき

ウ その他、これに準ずる事態が生じたとき

(運行と管理)

第10条

利用者は、他の者に転貸しをしてはならない。

2 利用者は、営利、特定の宗教又は政治の目的に使用してはならない。

3 運転者は、責任をもって保管し、又は使用すること。

4 運転者は、返車時には、燃料タンクを満量にしておくこと。

5 運転者は、車内清掃及び洗車を行ったうえ市長の指定する場所へ返車すること。

6 運転者は、常に安全運転、愛情運転を心掛け他の模範になるよう努めること。

7 運転者は、利用中に故意又は重大な過失によって人的又は物的事故を起こした場合は、速やかに原形に復する等弁償の責任を負うものとする。

8 運転者は、事故等が発生した場合は、直ちに市長に報告しなければならない。

なお、交通事故にあっては、速やかに自動車事故報告書(第3号様式)を市長に提出すること。

9 市長が認めた活動中の事故については、当該車輛の加入している自動車損害賠償責任保険及び任意保険の限度内において保険を使用することができる。

10 市長が認めた活動中の事故にあっては、リフトバス運行ボランティア連絡協議会に対し、保険の限度内において、ボランティア保険を使用することができる。

11 運転者は、その運転状況を安全運転管理者に報告すること。

12 運転者は、始業前に必ず車輛の点検を実施し、不良のあった場合には運行を中止し、その結果を市長に報告すること。

13 運転者は、友愛号運転中に車輛の修繕及び物品の購入を必要とする事態が生じた場合は、市長の承諾を得て処置を講じること。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

14 運転者は、運行中車輛に異常があった場合は、返車時に市長に報告すること。

15 安全運転管理者は、車輛を使用しない場合もいつでも使用できることを確認し、最低2週間に1回はエンジン始動等を行いエンジン始動等チェック表(別紙様式2)に記載すること。

(使用料)

第11条 使用料は、無料とする。ただし、有料道路料金、有料駐車料金及び燃料代は、利用者の負担とする。

(安全運転の確保)

第12条 友愛号の運転にあたっては、別に定める浜松市リフトバス安全運行マニュアルに従うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、友愛号の運行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

リフトバス友愛号利用申請書

車名	友愛号（障1号）	利用期間	月 日～月 日（ ）日間
出車予定	月 日 時 分	返車予定	月 日 時 分
使用目的			
主な行先			
予定コース			
走行距離	1日の走行距離が200 kmを超える場合記入 約 km	18時以降の夜間運転 有 無	
集合場所	出発時間 時 分		
宿泊場所			
乗車名	付添人氏名		
	"		
	"		
	"		
	"		
	"		
	"		
	手動式車いす		
	"		
	電動車いす		
"			
<p>上記の通り利用の申請をいたします。 利用にあたっては運行要綱を厳守することを約束します。 浜松市長 鈴木 康友 様 住 所 平成 年 月 日 利用団体名 代表者名 電話番号</p>			

リフトバス友愛号利用審査書

運転者氏名	TEL	運転者氏名	TEL
承認	不承認	障害福祉課 所 見	「友愛号」運行要綱を厳守すること

第2号様式(第8条関係)

平成 年 月 日

様

浜松市長 鈴木 康友

平成 年 月 日付けで申請のあったリフトバス友愛号の利用については、下記のとおり決定したので通知します。

リフトバス友愛号利用決定通知書

利用期間	月 日() ~ 月 日() ()日間			
出庫予定	月 日()午前 時 分	出発時間 時 分		
返車予定	月 日()午後 時 分	18時以降の夜間運転 有 ・ 無		
使用目的	行き先			
予定コース				
走行距離	200 kmを 超える・超えない 約 km			
乗車名	運転者 氏名	TEL		
		TEL		
	付添人 氏名			
	車いす 使用者名	手動式		
		電動式		

(注) 浜松市リフトバス「友愛号」運行要綱を遵守すること。

第3号様式(第10関係)

自動車事故報告書

報告年月日	団体						
平成 年 月 日	氏名・印						
事故発生日時・天候	平成 年 月 日 時 分頃 天候()						
事故発生場所							
事故の種類		使用車	リフト付福祉バス				
当方							
車名		年式		登録番号		型状	
運転者氏名				同乗(積載物)			
自賠責保険会社名							
保険番号		車体番号		期間	~		
契約者氏名							
契約者住所							
相手方							
車名		年式		登録番号		型状	
運転者氏名				(才) 男・女	職業		
運転者住所							
同乗(積載物)							
所有者氏名				職業			
所有者住所							
自賠責保険会社名							
保険番号		車体番号		期間	~		
契約者氏名							
契約者住所							
傷害、損害の程度・見込額							
届出警察署				立会警察官氏名			
当時の状況及び処置							
処理結果	示談・和解・調停・その他						
内容							

事故現場の見取図	
破損、 傷害状況図 相手方も記入のこと	